議案第６号

白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年２月１３日提出

白井市長　笠井　喜久雄

提案理由

本案は、地域災害医療コーディネーターを新たに設置することに伴い、報酬の額を定めるため、条例の一部を改正するものです。

白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３２年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第４市歯科医の項の次に次のように加える。

地域災害医療コーディネーター	日額　３０，０００円（災害時において４時間を超えて勤務した場合にあっては、４時間を超えて勤務した全時間に対して勤務１時間につき１１，２５０円を超えない範囲で市長が定める額を加算した額）

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第６号資料

○白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３２年条例第５号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr>
<td>
（略）
別表第４（第２条第４号関係）
<table>
<tr><th>職名</th><th>報酬の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>市歯科医</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>地域災害医療コーディネーター</td><td>日額　３０，０００円（災害時において4時間を超えて勤務した場合にあっては、4時間を超えて勤務した全時間に対して勤務１時間につき１１，２５０円を超えない範囲で市長が定める額を加算した額）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（略）
</td>
<td>
（略）
別表第４（第２条第４号関係）
<table>
<tr><th>職名</th><th>報酬の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>市歯科医</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（略）
</td>
</tr>
</table>